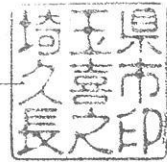




久水経第1335号
令和3年11月5日

久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会
会長 柿沼孝夫 様

久喜市長 梅田修



下水道事業受益者負担金に関する負担区等の設定について（諮問）

久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会条例第1条の規定に基づき、久喜都市計画下水道事業の事業計画区域である栗橋第1処理分区69.6ヘクタールについて、「久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」第3条の規定に基づく負担区の名称等を、下記のとおり定めることについて、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 負担区の名称 第3負担区
- 2 単位負担金の額 1平方メートルにつき500円